



共同募金助成事業明細書（申請書） 記入マニュアル

— **地域使途計画助成事業向け** —

（事業実施年度 一令和6年度一）

【B－市町村地域】

目 次

記入のしかた	1 ページ
⑫『執行者分類』項目解説一覧	6 ページ
⑬『対象者分類』項目解説一覧	7 ページ
⑭『目的分類』項目解説一覧	8 ページ

◆ 記入のしかた ◆

- ・共同募金助成事業明細書(申請書)は、1事業につき1枚作成してください。
- ・様式中にはあらかじめグレーの網がかかっている部分がありますが、これは実質的に記入の必要がない(該当となることがない)か、あったとしてもごく稀なケース、あるいは北海道としては従来対応していないかあまり好ましくないと考えている部分です。
- ・道共募では提出のあった共同募金助成事業明細書(申請書)に記入された情報をもとに、中央共同募金会が設置した全国版赤い羽根データベース(はねっど)への入力を行います。システムの構造上未入力の項目があるとそこから先の入力作業へ進めなくなっているため作業を中断することになります。記入の必要がある項目は空欄とせず、必ず必要事項を記入するようにして下さい。
なお、全国版赤い羽根データベースに入力されたすべての共同募金助成事業に関する個別情報は、インターネットを通じて広く一般国民に公開されますのでお含みおきください。
- ・『共同募金助成事業明細書(申請書)』様式の構成については、日々全国の共同募金関係者の協議に基づいた改良・変更が加えられています。このため、各共同募金委員会から本会が明細書(申請書)の提出を受けた後に明細書(申請書)上の項目に追加・削除・統合などの変更が加えられた場合は、本会で適宜の項目に読み替えをしたうえでデータ入力をいたしますのであらかじめご了承ください。

『共同募金助成事業明細書(申請書)』は、おおまかに24の項目から成り立っており、項目ごとに①から⑳までの番号を付してありますので番号の順に従って書式の解説をします。

- ① ～タイトル～ 『令和5年度 ○全道広域 ●地域用途 共同募金助成事業明細書(申請書)』
あらかじめ必要事項を記入してありますので記入の必要はありません。
- ② 『ページ』欄
申請書が複数枚にわたる場合は、ページ数(通し番号)を記入します。
- ③ 『事業番号』
記入の必要はありません。
- ④ 『共同募金委員会』
貴会(共同募金委員会)名を記入します。
- ⑤ 『社協助成』
共同募金委員会からの助成の受け手が社協の場合に黒く塗りつぶし(■)ます。最終的に社協を経由して他の団体や施設に助成される場合でも、一次的な助成の受け手はあくまで社協ですので該当となります。
- ⑥ 『一次助成先名』
一次的な助成の受け手(社協等)を経由して他の団体や施設(実質的な事業執行者)に助成される場合に一次助成先となる団体(社協等)の名称を記入します。
- ⑦ 事業名 簡潔でわかりやすく、なおかつ具体的な事業内容がイメージできる名称としてください。

⑦ 事業名	
----------	--

(記入例)

- a. 社協広報誌「楽しい町」発行事業
- b. 地域福祉推進のためのリーダー育成事業（研修会開催）
- c. 高齢者のためのいきいきふれあいサロン事業
- d. 独居高齢者世帯給食サービス事業
- e. 地域住民によるふれあい広場開催事業 など

団体の運営事務費などは、基盤等があまり整っていない団体の場合は「基盤整備」、「立ち上げ」、その他の団体の場合はそれぞれの団体の特性に着目して「情報収集・提供」、あるいは「養成・研究」、「調査・研究」などとみなし適切な事業名を記入して下さい。

※ 赤い羽根データベース（はねっと）上で事業名として一般公開いたしますが、表示できる文字数に一定の制限があります。文字数が入力可能な範囲を超えるものについては、予告なく本会で編集させていただく場合がありますのであらかじめご了承願います。

⑧事業活動エリア 事業活動エリアを一つ選択します。○印を黒く塗りつぶして（●）下さい。

⑧ 事業活動 エリア	<input type="radio"/> 広域事業
	<input type="radio"/> 市区町村域事業
	<input type="radio"/> 小地域事業

（考え方）

- ・ 広域事業 … 市区町村域を超えたエリア、例えば生活圏
- ・ 市区町村域事業 … 市区町村域内での活動
- ・ 小地域事業 … 市区町村の中の一部のエリア、例えば小中学校区など。

⑨事業形態 事業形態を一つ選択します。○印を黒く塗りつぶして（●）下さい。

⑨ 事業 形態	<input type="radio"/> 新規事業
	<input type="radio"/> 2次助成をする事業

基本的には、『新規事業』あるいは『2次助成をする事業』を選択しますが、社協を通じて各種団体や施設に助成される場合は、『2次助成をする事業』を選択します。

⑩事業執行者名

最終的に助成金の受け手となり、実際に事業を実施する団体・施設の名称を記入する欄です。

⑩ 事業執行者名	法人(団体)名・(施設)名・代表者名
-------------	--------------------

法人の場合は法人名・代表者名の他、申請施設の名称も記入して下さい。小規模作業所等の場合は作業所名の他、運営主体（親の会、運営委員会など）の名称も記入して下さい。

⑪法人区分 事業執行者についての法人格について、該当項目を黒く（●）塗りつぶして下さい。

⑪ 法人区分		
<input type="radio"/> 社福	<input type="radio"/> 一般社団	<input type="radio"/> 公益財団
<input type="radio"/> 更生保護	<input type="radio"/> 公益社団	<input type="radio"/> その他の法人
<input type="radio"/> NPO	<input type="radio"/> 一般財団	<input type="radio"/> 未法人

⑫執行者分類 事業執行者の所属について選択して下さい。

⑫ 執行者 分類	<input type="checkbox"/> 親類縁者社協	<input type="checkbox"/> 市区町村社協	<input type="checkbox"/> 地区社協	<input type="checkbox"/> 高齢者福祉団体	<input type="checkbox"/> 障がい児者福祉団体	<input type="checkbox"/> 児童青少年福祉団体
	<input type="checkbox"/> 1人親家族関係団体	<input type="checkbox"/> 女性福祉関係団体	<input type="checkbox"/> 更生保護団体	<input type="checkbox"/> NPO法人	<input type="checkbox"/> ボランティア団体	<input type="checkbox"/> 小規模団体・自治会・公民館
	<input type="checkbox"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="checkbox"/> 福祉事業者団体	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 当事者・家族の会	<input type="checkbox"/> 住民参加型団体	<input type="checkbox"/> 施設・委員会系団体
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設	<input type="checkbox"/> ボランティア・NPO申請支援団体	<input type="checkbox"/> その他の団体			

前記、『⑩事業執行者名』欄に記入した執行者について該当項目を黒く（■）塗りつぶして下さい。

個々の項目の説明については6ページ“⑫『執行者分類』項目解説一覧”を参考にして下さい。

⑬対象者分類 事業が誰のために行われるのかを選択します。

⑬ 対象者 分類	高齢者	<input type="checkbox"/> 高齢者全般	<input type="checkbox"/> 要介護高齢者	<input type="checkbox"/> 要支援高齢者	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯	<input type="checkbox"/> 介護者・家族		
	障がい児・者	<input type="checkbox"/> 障がい児者全般	<input type="checkbox"/> 知的障がい児者	<input type="checkbox"/> 身体障がい児者	<input type="checkbox"/> 精神障がい者	<input type="checkbox"/> 心身障がい児者	<input type="checkbox"/> 介助者・家族	
	児童・青少年	<input type="checkbox"/> 乳幼児	<input type="checkbox"/> 児童	<input type="checkbox"/> 青少年	<input type="checkbox"/> 一人親家庭	<input type="checkbox"/> 養護児童	<input type="checkbox"/> 遺児・交通遺児	<input type="checkbox"/> 家族
	課題を抱える人	<input type="checkbox"/> 災害等被災者	<input type="checkbox"/> 虐待被害者・要保護世帯	<input type="checkbox"/> 長期療養者	<input type="checkbox"/> ひきこもりの人	<input type="checkbox"/> DV被害者	<input type="checkbox"/> 更生保護関係者	<input type="checkbox"/> ホームレス
	その他	<input type="checkbox"/> 在住外国人	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者	<input type="checkbox"/> 不登校児	<input type="checkbox"/> 依存症患者	<input type="checkbox"/> その他		

原則として一つを選択しますが、対象が複数になるときは、まず、対象者分類全体の中から事業内容に占める割合が最も多い項目を一つだけ選択し□内を黒く塗りつぶし(■)ます。それ以外は□内をチェック(☑)します。個々の項目の説明については7ページ“⑬『対象者分類』項目解説一覧”を参考にして下さい。

⑭目的分類 あてはまる項目について、必ずどれかを選択し、□内を黒く塗りつぶして(■)下さい。個々の項目の説明については8ページ“⑭『目的分類』項目解説一覧”を参考にして下さい。

⑮分野・テーマ分類及び⑯機能・形態分類 実際に支援する活動内容の項目を選択して下さい。

必ずどれかを選択(複数考えられる場合は、よりメインに思える方を選択)し、□内を黒く塗りつぶして(■)下さい。

⑰使途分類 助成金の支払い予定内容を選択して下さい。

使途分類	事業関係	<input type="checkbox"/> 謝礼	<input type="checkbox"/> 保険料	<input type="checkbox"/> 施設・備品の備上料	<input type="checkbox"/> 入場料・使用料	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 材料購入費	<input type="checkbox"/> 企画・調査・研究費	<input type="checkbox"/> 広報費
	土地建物関係	<input type="checkbox"/> 資料・資料作成費	<input type="checkbox"/> 設置費	<input type="checkbox"/> 実費弁償	<input type="checkbox"/> 工賃	<input type="checkbox"/> 具置金品・祝い金品	<input type="checkbox"/> 工事費	<input type="checkbox"/> 拠出金	<input type="checkbox"/> 研修費
	車両関係	<input type="checkbox"/> 土地の取得・造成	<input type="checkbox"/> 建物新築	<input type="checkbox"/> 建物増改築・補修					
	備品関係	<input type="checkbox"/> 車両購入費							
	管理経費関係	<input type="checkbox"/> 備品購入費	<input type="checkbox"/> 送料・通信費	<input type="checkbox"/> 印刷消耗品費	<input type="checkbox"/> 旅費・交通費	<input type="checkbox"/> 宿泊費	<input type="checkbox"/> 燃料費	<input type="checkbox"/> 光熱費	<input type="checkbox"/> 水道費

複数選択可ですので、該当項目をすべて黒く(■)塗りつぶします。

⑱事業実施時期 事業を開始する月から終了する月を記入して下さい。

通年(年間を通じて複数回行うもの)であれば、4月～3月として下さい。

⑲頻度利用者数 年間の回数・延べ人数・部数等をできるだけ詳しく記入して下さい。

頻度利用者数	実施回数	回
	総利用者数	人
	部数・個数	部・個

共同募金助成金の使途された数値だけではなく、事業全体の数値を記入して下さい。

◆実施回数

・通年で適宜の対応を求められるなど(相談事業、調査研究事業など)、回数の特定がなじまない場合は1回として下さい。

◆総利用者数、部数・個数

・事業内容に応じどちらかを記入して下さい。

- ・研修会・集い等は定員、募集人員を記入する。（募集対象人数・住民数等ではない）
- ・何らかのサービス提供事業など、あらかじめ人数が予定または確定できない事業は、対象者の総数を記入する
- ・印刷物は発行部数を、備品等は個数を、部数・個数の欄に記入すること。

②事業費計 総事業費を記入します。後述『②収入内訳』の合計と同額になります。消費税（10%）を含む金額として下さい。

総事業費		円
------	--	---

②収入内訳 資金計画を記入します。『共同募金助成金』の欄に記入した金額が助成申請額となります。また、『その他金額』については、内訳の①行政補助～④その他に記入した金額の合計額を記入して下さい。

収入内訳	共同募金助成金	円
	その他金額（①～④の合計）	円
	①行政補助	円
	②市町村社協補助	円
	③利用者負担	円
④その他	円	

（考え方）

- ・『行政補助』…今回の申請事業を特定して行政からの補助を受けている場合はこの欄に金額を記入することになりますが、そうでない限りは該当になりません。
- ・『市町村社協補助』…市町村社協以外の第三者が共募助成と併せ社協からの補助を受けて事業を行う場合に、社協からの補助額を記入する欄です。市町村社協自身が事業を実施する場合の自己資金を記入する欄ではありませんのでご注意ください。
- ・『利用者負担』…申請団体の一般財源とは別に利用者や会員の負担する財源であることが明確な場合に金額を記入します。（参加料、利用料なども含みます）
- ・『その他』…補助金や利用者負担以外の財源を記入しますので、多くの場合自己資金はこの欄に金額を記入することになります。

②共募記入欄〔申請額査定欄〕 申請額どおりに助成できない場合にのみ、査定した金額を記入する欄ですので、申請者は記入しないで下さい。

共募記入欄 〔申請額査定欄〕		円
-------------------	--	---

②③**具体的事業内容** 欄内で求められている内容の他、申請内容の詳細を記入して下さい。

具 体 的 事 業 内 容	[事業執行者所在地]
	[担当者氏名] [電話番号]
	[共同募金の助成金による事業である旨のPR方法]

(事業の申請理由・現状、
予想される効果、工事面
積・構造、商品名・型番・
数量等など) いつ、どこ
で、だれが、何を、なぜ
(どんな目的で)、どの
ように(どうやって)
記載内容につきましては、
後日 HP 上で公開する
可能性がございます。

②④**添付書類** 添付した資料について該当部分の□内を黒く塗りつぶして(■)下さい。

[添付書類]	<input type="checkbox"/> 実施要領	<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> カタログ	<input type="checkbox"/> 工事図面・平面図	<input type="checkbox"/> 現況写真
	<input type="checkbox"/> 事業実施年度の事業計画・予算書	<input type="checkbox"/> 前年度の事業報告・決算書			
	《後日送付書類:		月	日	頃》

⑫『執行者分類』項目解説一覧

『執行者分類名』	各執行者分類項目の説明	備 考
都道府県社協		
市区町村社協		
地区社協	市区町村域のさらに区域ごとに設置された社協	
高齢者福祉団体	道内等広域、小地域で組織的に活動している団体 ※福祉施設は別枠	
障がい児者福祉団体		
児童青少年福祉団体		保育所・乳児院等を含む
一人親家族関係団体	母子父子福祉施設等	
女性福祉関係団体		女性会、婦人会等
更生保護団体	更生保護法に規定されている施設等	更生保護協会、保護司連盟、更生保護婦人連盟、BBS連盟等
緊急一時保護施設・団体	虐待や家庭内暴力等の緊急的な事態に対し、一時保護を行う所	シェルター、駆け込み寺等
NPO法人	特定非営利活動促進法に基づく法人、又は法人格を取得するため現在申請中の団体。	
ボランティア団体	自発性、非営利性を基盤に地域で活動している有志によるグループ	
小地域団体・公民館	おおむね小・中学校区や連合町内会を地理的範囲に活動している団体	
民生委員児童委員協議会		
福祉事業者団体	共同募金会による事業など	
学校		
当事者・家族の会	対象者が事業の執行者である場合	介護の会等も含む
住民参加型団体	住民相互の精神に裏付けられた会員制、有償・有料制による非営利の活動で、主に在宅福祉サービスを中心に福祉コミュニティづくりを志向している団体	地域住民を対象に非営利の在宅福祉サービス等の活動を行っている生活協同組合やJA等も含む
保健・医療関係団体		
社会福祉施設	障がい者(児)施設、小規模作業所等も含む	
ボランティア・NPO中間支援団体	ボランティアセンター、NPOセンター、NPOサポートセンターなど	
その他の団体		

⑬『対象者分類』項目解説一覧

『対象者分類』		各対象者分類項目の説明	備 考
高齢者	高齢者全般	健康な高齢者をはじめとした広い意味での高齢者	
	要介護高齢者	<要介護>と認定された高齢者	
	要支援高齢者	<要介護>と認定されていないが、社会的な支援を必要としている高齢者	
	高齢者世帯	要介護高齢者、虚弱高齢者であるなしに係らず、一人暮らし世帯又は夫婦二人暮らし世帯の高齢者	
	介護者・家族	介護を行っている家族や近隣の方々	社協や住民参加型団体のヘルパー等は含めない
障がい児・者	障がい児者全般	特定の障がい分野に限定するのではなく、広く障がいのある方々全般	
	知的障がい児者	知的障がい者福祉法及び児童福祉法に規定されている方々	
	身体障がい児者	身体障がい者福祉法及び児童福祉法に規定されている方々	
	精神障がい者	精神障がい者福祉法及び児童福祉法に規定されている方々	
	心身障がい児者	重複障がい者の方々	実施する事業が「心身」を対象とするときに選択
	介助者・家族	介護を行っている家族や近隣の方々	社協や住民参加型団体のヘルパー等は含めない
児童・青少年	乳幼児	小学校に入学する年齢に達していない子供	
	児童	小学生くらいの年齢の子供	
	青少年	親などの保護を受けている成人前後の方々	
	一人親家族	母親又は父親がいない家族	
	養護児童		
	遺児・交通遺児	事故や病気など様々な要因で保護者を失った方々	
	家族	児童・青少年をもつ家族全般	
その他	住民全般	広く住民全般	
課題を抱える人	災害等被災者	災害等の被害にあった方々	
	低所得者・要保護世帯	生活保護法の規定による保護を受けている、又は生活保護は受けていないが生活が極めて困難な方々	
	長期療養者	施設・病院等で長期間にわたって療養をしている方々	
	ひきこもり		
	DV被害者		
	更生保護関係者		
	ホームレス		
	在日外国人	長期・短期滞在に係らず地域で生活している外国人の方々	
	犯罪被害者		
	不登校児		
依存症者			

⑭『目的分類』項目解説一覧

『目的分類』	各事業分類の説明	備 考
日常生活支援	日々の生活の中で必要とされる直接的なサービス	1)学習援助・交流 / 障がいのある子供たちに勉強を教えたり、話し相手をしたり、一緒に遊んだりする活動 2)代行 / 役場、病院等の手続きや年賀状の宛名書きなどの代行援助
社会参加・まちづくり支援	家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者などが身近な場所で近所の方々、ボランティアの方々とともに行う健康維持、レクリエーション等楽しい仲間づくりの活動。また、医療、養育面からの支援事業等	
福祉施設支援	主に団体、施設等が在宅又は施設入所者の日常生活支援のために行う整備事業	
日常生活支援	在宅で介護をしている方々に対する各種支援事業	
日常生活支援	在宅の障がい児者や高齢者に対し、日常生活に必要な各種機器を貸し出す事業	
日常生活支援	低所得者、低所得世帯等を対象に地域歳末事業等の一環として行われている金品援助事業	地域歳末助成事業などで一般的に金品援助および被災世帯へ金品を助成した事業等 対象者の生活の向上に直接結びつく金品を贈る事業等
社会参加・まちづくり支援	児童を対象にした福祉教育、広く住民全般を対象とした社会福祉やボランティア活動についての生涯学習等、教育的な側面からの支援事業	
社会参加・まちづくり支援	自立・就労が困難な方々に対し、自立・就労の実現に向けて行われる支援事業	
社会参加・まちづくり支援	地域住民の参加による福祉コミュニティづくりのための各種事業	
社会参加・まちづくり支援	ノーマライゼーションの理念の基に地域住民が安心して、しかも楽しく暮らせるバリアフリーを目指したまちづくりのための事業	
社会参加・まちづくり支援	児童、高齢者をはじめとして広く激励、慰問、記念等の目的で行われる金品提供事業	敬老の日の記念に、高齢者にネクタイやスカーフを贈呈するなど、対象者の生活に直接関わらない金品を贈る事業等
社会参加・まちづくり支援	地域で児童・青少年健全育成を図るための事業	保護者をはじめとした子育て支援事業等も含む
社会参加・まちづくり支援	社会福祉協議会や連合会等の仲介団体が行う福祉コミュニティづくりのための基盤整備、ボランティア団体・専門機関等の支援育成及びネットワーク化等総合的な事業	
社会参加・まちづくり支援	各種団体等が会員となっているメンバーの育成のために行う事業	
社会参加・まちづくり支援	各種相談事業	
社会参加・まちづくり支援	各種団体等が関係者や広く住民全般に行う情報提供・啓発事業	
その他の地域福祉		
災害対応・防災	災害時に備えた福祉救援体制を整備する為の事業	
災害対応・防災	災害発生から復興にかけて行われる「災害等準備金」の対象とならない災害時に行われる各種支援事業	
災害対応・防災	社会福祉法第118条による積立金	

